

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成20年11月28日
歌志内市総務財政課

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成19年度決算健全化判断比率	— %	— %	31.5%	291.0%
（早期健全化基準）	(15.00%)	(20.00%)	(25.0%)	(350.0%)
（財政再生基準）	(20.00%)	(40.00%)	(35.0%)	/

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

■ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	（経営健全化基準）
病院事業会計	— %	(20.0%)
市営公共下水道特別会計	— %	(20.0%)
市営神威岳観光特別会計	— %	(20.0%)

※ 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
平成19年度の健全化判断比率並びに資金不足比率について

健全化判断比率

本市の健全化判断比率の各比率については、下記のとおりとなっています。
平成19年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は健全な段階ですが、実質公債費比率については早期健全化基準を上回っています。

(1) 実質赤字比率 — % (実質収支比率 1.94%)

※赤字額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等には一般会計と市営改良住宅特別会計、市営住宅特別会計、土地取得特別会計が含まれます。

平成19年度は、各会計とも実質赤字額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

ア 一般会計等の実質収支 (単位:千円)

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C(A-B)	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質収支額 E(C-D)
一般会計	4,654,392	4,605,277	49,115	1,260	47,855
市営改良住宅特別会計	454,409	454,409	0	0	0
市営住宅特別会計	161,376	161,376	0	0	0
土地取得特別会計	5,546	5,546	0	0	0
合計	5,275,723	5,226,608	49,115	1,260	47,855

(単位:千円)

イ 標準財政規模	2,466,656
うち、臨時財政対策債発行可能額	113,372

《算定方法》

実質赤字比率 = $\frac{\text{アのE欄合計(※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$

イ

(2) 連結実質赤字比率**－ %**

(連結実質収支比率 3.79%)

※赤字額がなく比率が算定されないため「－」と表示しています。

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

平成19年度は、全ての会計において実質赤字額及び資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等の実質収支額	47,855	(1)アのE欄合計
イ その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の合計(①+②+③+④)	45,757	資金不足がある場合はマイナス計上
① 国民健康保険特別会計	9,723	
② 病院事業会計	35,940	
③ 市営公共下水道特別会計	94	
④ 市営神威岳観光特別会計	0	
ウ 標準財政規模	2,466,656	臨時財政対策債発行可能額を含む

《算定方法》

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{ア+イ(※マイナスの場合のみ)}}{\text{ウ}}$$

(3) 実質公債費比率 31.5 % (3か年平均)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債発行に際し許可が必要になり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

平成19年度は、分子となる病院事業会計や市営公共下水道特別会計に対する公営企業準元利償還金が増加したものの、元利償還金が減少したことなどから、前年度と比較して改善しました。
しかし、早期健全化基準(25.0%)を上回る算定結果となりました。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 元利償還金(公債費充当一般財源)	730,075	※繰上償還金を除く
イ 準元利償還金	463,058	公営企業債繰入金 公債費に準じる一部事務組合等負担金 公債費に準じる債務負担行為等
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	698,360	事業費補正、密度補正により算入された額 災害復旧費等に係る額
エ 標準財政規模	2,466,656	臨時財政対策債発行可能額を含む

実質公債費比率(単年度)	27.98021%	H17 38.08072% H18 28.51524%
--------------	-----------	--------------------------------

《算定方法》

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - \text{ウ}}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

本市の実質公債費比率は、炭鉱閉山後の地域振興策(公営住宅整備、スキー場ゲレンデ整備など)の実施による起債の発行や不適切な長期借入金の影響などにより、比率が高くなっています。

実質公債費比率については、すでに策定済みの「公債費負担適正化計画」において管理されていますが、少なくとも平成20年度決算まで早期健全化基準の25%を超えて推移すると見込まれ、「早期健全化団体」に位置づけられる可能性が高い状況です。

(4) 将来負担比率 291.0 %

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

平成19年度は、将来負担額のうち地方債現在高、公営企業債等繰入見込額が大きな比率を占めており、一般会計等及び公営企業会計における地方債の残高が大きいことを示しています。

(単位:千円)

区分	金額	備考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	6,576,309	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,766	清掃車
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	3,177,545	市営公共下水道特別会計、病院事業会計、市営神威岳観光特別会計の繰入見込額
エ 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	453,743	砂川地区保健衛生組合、空知中部広域連合、中空知広域水道企業団
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	1,856,371	一般会計等対象職員
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	24,191	改良住宅敷金基金、市営住宅敷金基金
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	2,022,187	住宅使用料、老人措置費負担金
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	4,873,311	
シ 標準財政規模	2,466,656	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	698,360	

《算定方法》

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}) - (\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ})}{\text{シ} - \text{ス}}$$

資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、これが生じた場合には資金不足の早期解消を図る必要があります。

平成19年度は、全ての公営企業において資金不足額がなかったことから、本比率については、該当なしとなっています。

法適用企業(病院事業会計) — % (資金剰余比率 8.40%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

会計名	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額又は資金剰余额 D(A-B-C)
病院事業会計	115,652	79,712	0	35,940

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模 (単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事の額 F	事業の規模 G(E-F)	備考
病院事業会計	427,951	0	427,951	

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G}$$

法非適用企業(市営公共下水道特別会計) — % (資金剰余比率 0.10%)

法非適用企業(市営神威岳観光特別会計) — % (資金剰余比率 0.00%)

※ 資金不足額がなく比率が算定されないため「—」と表示しています。

ア 資金不足額 (単位:千円)

会計名	歳入額 A	歳出額 B	算入地方債 C	資金不足額又は資金剰余额 D(A-B-C)
市営公共下水道特別会計	588,182	588,088	0	94
市営神威岳観光特別会計	199,414	199,414	0	0

※ D欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模 (単位:千円)

会計名	営業収益の額 E	受託工事の額 F	事業の規模 G(E-F)	備考
市営公共下水道特別会計	91,484	0	91,484	
市営神威岳観光特別会計	161,346	0	161,346	

《算定方法》

$$\text{資金不足比率(法非適用)} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G}$$

用語解説

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年度決算から、地方公共団体は財政の健全性を示す指標(健全化判断比率と資金不足比率)を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率が早期健全化基準や財政再生基準以上となった場合には、それぞれ制度に従って計画的に財政の健全化を図ることになります。

さらに、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も、ほぼ同様の措置が義務付けられています。

この法律には、

①地方公共団体が破たんしている前の、健全性が損なわれつつある段階から早期の財政健全化を図ること

②国の指導監督ではなく、地方公共団体の議会、監査、住民自らが財政状況をチェックすること以上2点の特色があります。

2 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」と判断され、「財政健全化団体」として、外部監査が義務付けられ、悪化要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政健全化計画を議会の議決を経て策定、公表するとともに、都道府県知事への報告、実施状況の議会への報告と公表などを行うこととなっています。

3 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」と判断され、「財政再生団体」として、外部監査が義務付けられ、著しく悪化した要因の分析や最短での解消方法などを目標とする財政再生計画を議会の議決を経て策定、公表するとともに、総務大臣への報告、実施状況の議会への報告と公表などを行うこととなっています。

また、この計画は総務大臣の同意を求めることができ、この同意が無ければ災害復旧事業等を除く地方債の起債ができないこととなっています。

4 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、「経営健全化団体」とされ、経営健全化計画を定めなければなりません。

経営健全化計画は、議会の議決を経て策定し、速やかに公表するとともに、都道府県知事への報告、実施状況の議会への報告と、公表などが義務付けられています。